

令和３年３月大竹市議会定例会（第１回）議案の概要（新年度予算議案を除く）

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	報告第１号	専決処分の報告について （工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（建築主体工事）） （建設部監理課）	議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分したので、同条第２項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 大竹会館改築等工事（建築主体工事） 2 工 事 場 所 大竹市本町一丁目地内 3 履 行 期 限 令和３年３月３１日 4 専決処分年月日 令和３年１月６日 5 変更前請負金額 ９５３，７００，０００円 6 変更後請負金額 ９６２，９４８，８００円 7 請 負 者 広島県広島市西区横川町二丁目１０番２１号 大之木建設・三洋技建特定建設工事共同企業体 代表者 大之木建設株式会社 代表取締役社長 大之木 洋之介	建設部長
2	報告第２号	専決処分の報告について （工事請負契約の変更：大竹会館改築等工事（電気設備工事）） （建設部監理課）	議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分したので、同条第２項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 大竹会館改築等工事（電気設備工事） 2 工 事 場 所 大竹市本町一丁目地内 3 履 行 期 限 令和３年３月３１日 4 専決処分年月日 令和３年１月６日 5 変更前請負金額 ２４８，６００，０００円 6 変更後請負金額 ２５０，９２６，５００円 7 請 負 者 広島県広島市中区東白島町８番１４号 株式会社 高野電気商会 代表取締役 高野 憲一郎	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
3	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第12号)〕 (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第12号) 2 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5,937千円 ○予算総額 21,578,396千円 (歳入) ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 5,937千円 (歳出) ・予防接種推進事業 5,937千円 4 専決処分年月日 令和3年1月12日	副 市 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者						
4	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第13号)〕 (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第13号) 2 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 2, 8 3 5 千円 ○予算総額 2 1, 5 8 1, 2 3 1 千円 (歳入) ・参議院議員選挙費県負担金 2, 8 3 5 千円 (歳出) ・参議院議員選挙事務 2, 8 3 5 千円 4 債務負担行為の補正 ○追加 <table><thead><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>参議院議員選挙ポスター掲示場設置に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>500 千円以内</td></tr></tbody></table> 5 専決処分年月日 令和3年2月10日	事項	期間	限度額	参議院議員選挙ポスター掲示場設置に要する経費	令和3年度	500 千円以内	副市長
事項	期間	限度額								
参議院議員選挙ポスター掲示場設置に要する経費	令和3年度	500 千円以内								

	議案番号	件名	内 容	提案説明者								
5	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第14号)〕 (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第14号) 2 大竹市一般会計において補正を行うことについて, 令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが, 特に緊急を要するため, 議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め, 地方自治法第179条第1項の規定により, 専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 204,967千円 ○予算総額 21,786,198千円 (歳入) ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 104,742千円 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 64,616千円 ・財政調整基金繰入金 35,609千円 (歳出) ・予防接種推進事業 204,967千円 4 繰越明許費の補正 ○追加 <table><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>4 衛生費</td><td>1 保健衛生費</td><td>新型コロナウイルスワクチン接種事業</td><td>204,967 千円</td></tr></table> 5 専決処分年月日 令和3年2月17日	款	項	事業名	金額	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	204,967 千円	副市長
款	項	事業名	金額									
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	204,967 千円									
6	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 ^{まえやす} い ^{みちこ} 前安井 美千子 氏が, 令和3年6月30日をもって任期満了となるので, 引き続き同氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて, 人権擁護委員法第6条第3項の規定により, 市議会の意見を求めるもの。	市長								

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	議案第 12 号	教育長の任命の同意について (総務部総務課)	教育長 小西 啓二 氏が、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市長
8	議案第 13 号	大竹市精神障害者医療費支給条例の制定について (健康福祉部保健医療課)	1 制定の理由 精神障害者に対し、医療費の一部を支給することにより地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、保健の向上や福祉の増進を図ることを目的として、本条例を制定するもの。 2 条例の内容 〔第 1 条〕 条例の目的 〔第 2 条〕 用語の定義 〔第 3 条〕 対象者 大竹市の区域内に住所を有する者若しくは有するとみなされる者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であって、精神障害者保健福祉手帳の 1 級、かつ、自立支援医療の精神通院医療受給者証の所持者であるもの 〔第 4 条〕 医療費の支給 対象者が保険医療機関等の通院等に係る本人負担について、一部負担金等を控除して支給する。 〔第 5 条〕 対象者の一部負担金 対象者の一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに、通院等 1 日につき 200 円（同一の保険医療機関等での一部負担金の支払は 1 月につき 4 回まで）。 〔第 6 条〕 医療費の返還 〔第 7 条〕 医療費の支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止 〔第 8 条〕 委任 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日	健康福祉部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	議案第 14 号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、同条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務を「個人番号を利用することができる事務」に追加するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 (1) 個人番号の利用範囲に、大竹市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務を追加 (2) 市の機関間において特定個人情報を相互利用できる事務に、大竹市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務を追加 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日	健康福祉部 長
10	議案第 15 号	大竹市漁港管理条例の一部改正について (建設部土木課)	1 改正の理由 市が管理する漁港施設において、放置艇解消に向けた対策を実施するため、使用料など必要な規定の整備を行うよう、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 漁港施設におけるプレジャーボートの係留を漁港施設の目的外使用として位置付け、プレジャーボートの係留について次のとおり規定する。 (1) 使用許可の有効期間を 5 年とする。 (2) 船舶の長さ 1 メートルにつき 1 月当たり 300 円の使用料を徴収する。 3 施行期日等 (1) 令和 3 年 4 月 1 日 (2) 2(2)の使用料は、令和 5 年 4 月 1 日から徴収する。	建設部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
11	議案第 16 号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由及び内容 大竹市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。 2 改正する条例 (1) 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例 (2) 大竹市重度心身障害者医療費支給条例 (3) 大竹市乳幼児等医療費支給条例 3 改正の内容 (1) 修学のため市外に転出したが、国民健康保険法第 116 条の規定により本市の区域内に住所を有するとみなされ、本市の国民健康保険被保険者である者を受給資格者に加える。 (2) その他字句等の修正を行う。 4 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日	健康福祉部 長
12	議案第 17 号	大竹市介護保険条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	1 改正の理由 大竹市第 8 期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 大竹市第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険に係るサービス量の推計等から、新たな保険料額を設定する。 3 施行期日等 (1) 令和 3 年 4 月 1 日 (2) 令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	健康福祉部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
13	議案第 18 号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	1 改正の理由 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。 2 改正する条例 【第 1 条】 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 【第 2 条】 大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 【第 3 条】 大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 【第 4 条】 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 3 改正の主な内容 (1) 介護人材の確保、介護現場の負担軽減等のため、人員配置基準の緩和、夜間対応型訪問介護における事業の一部委託・集約化、ハラスメント対策、会議におけるテレビ電話等の活用、書面の電子化等について規定する。 (2) 感染症や災害への対応力強化を目的として、非常災害対策訓練において地域住民の参加が得られるように努めること、業務継続計画の策定等について規定する。 (3) 地域包括ケアシステムの推進のため、全介護従業者に対して認知症介護基礎研修の受講を義務付けることを規定する。 (4) 自立支援・重度化防止を目的として、施設系のサービスにおいて、口腔衛生管理体制の整備、管理栄養士の配置及び栄養管理の計画的な実施を規定する。 (5) 高齢者虐待防止を目的として、高齢者虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の配置を規定する。 4 施行期日等 令和 3 年 4 月 1 日又は令和 3 年 1 0 月 1 日。ただし、一部の規定は、6 か月又は 3 年の間は努力義務とする経過措置を規定。	健康福祉部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
14	議案第 19 号	大竹市墓地使用条例の一部改正について (市民生活部環境整備課)	1 改正の理由 新設する大竹市営白石墓苑の規定を追加し、併せて、大竹市営立戸墓苑の一部の使用料を減額するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の内容 (1) 市営白石墓苑の規定を追加するもの。 (2) 市営立戸墓苑のうち区画の使用率が低くなっている区画について使用料を2割減額するもの。 3 施行期日 令和3年4月1日	市民生活 部 長
15	議案第 20 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (総務部企画財政課)	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、阿多田地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、市議会の議決を求めるもの。	総務部長
16	議案第 21 号	大竹市まちづくり基本構想の策定について (総務部企画財政課)	本市のまちづくりにおける基本理念及び将来像を示し、もって本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るために大竹市まちづくり基本構想を策定することについて、大竹市まちづくり基本構想等策定条例第4条の規定により、市議会の議決を求めるもの。	総務部長
17	議案第 22 号	工事施行協定の変更について (建設部土木課)	平成30年9月19日に議会の議決を得た工事施行協定について、市負担金額を変更するため、市議会の議決を求めるもの。 1 工 事 名 大竹駅構内青木踏切改良工事 2 工事場所 大竹市新町二丁目、西栄一丁目、南栄一丁目地内 山陽本線大竹駅構内341km862m 青木踏切 3 変更前市負担額 175,071,000円 4 変更後市負担額 156,146,006円 5 相 手 方 (1) 日本貨物鉄道株式会社 (2) 西日本旅客鉄道株式会社 6 施行期間 平成30年度から令和2年度まで	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
18	議案第 23 号	大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について (建設部都市計画課)	大竹市弥栄周辺広場(川真珠貝広場, 白滝広場, 弥栄大橋左岸地区広場, 弥栄オートキャンプ場)の管理を行わせる指定管理者を指定することについて, 市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 株式会社やさか 2 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	建設部長
19	議案第 24 号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について (健康福祉部地域介護課)	大竹市総合福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて, 市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会 2 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	健康福祉部長
20	議案第 25 号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について (健康福祉部地域介護課)	大竹市地域福祉会館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて, 市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 公益社団法人 大竹市シルバー人材センター 2 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	健康福祉部長
21	議案第 26 号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について (健康福祉部地域介護課)	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて, 市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 社会福祉法人 広島友愛福祉会 2 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	健康福祉部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者																																																							
22	議案第 27 号	市道路線の廃止及び認定について (建設部土木課)	次のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。 1 廃止する路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1017</td><td>油見 17 号線</td><td>油見一丁目 2296 番 3 地先</td><td>油見一丁目 861 番 4 地先</td><td>油見一丁目 2301 番 1 地先</td></tr> <tr> <td>2128</td><td>晴海 14 号線</td><td>晴海二丁目 6 番地先</td><td>晴海二丁目 11 番地内</td><td>晴海二丁目 10 番 46 地先</td></tr> </tbody> </table> 2 認定する路線 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th><th>路線名</th><th>起 点</th><th>経過地</th><th>終 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1017</td><td>油見 17 号線</td><td>油見一丁目 2296 番 3 地先</td><td>油見一丁目 861 番 4 地先</td><td>油見一丁目 2300 番 14 地先</td></tr> <tr> <td>1169</td><td>油見 22 号線</td><td>油見一丁目 862 番 5 地先</td><td>油見一丁目 862 番 6 地先</td><td>油見一丁目 2296 番 9 地先</td></tr> <tr> <td>1170</td><td>本町 7 号線</td><td>本町一丁目 1 番 47 地先</td><td>本町一丁目 1 番 49 地先</td><td>本町一丁目 1 番 37 地先</td></tr> <tr> <td>1171</td><td>本町 8 号線</td><td>本町一丁目 767 番 1 地先</td><td>本町一丁目 767 番 10 地先</td><td>本町一丁目 767 番 8 地先</td></tr> <tr> <td>1172</td><td>新町 20 号線</td><td>新町三丁目 914 番 10 地先</td><td>新町三丁目 908 番 1 地先</td><td>新町三丁目 886 番 8 地先</td></tr> <tr> <td>1173</td><td>西栄 23 号線</td><td>西栄三丁目 598 番 7 地先</td><td>西栄三丁目 598 番 8 地先</td><td>西栄三丁目 598 番 4 地先</td></tr> <tr> <td>3070</td><td>玖波 40 号線</td><td>玖波二丁目 1653 番 3 地先</td><td>玖波二丁目 1653 番 7 地先</td><td>玖波二丁目 1653 番 11 地先</td></tr> </tbody> </table>	路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点	1017	油見 17 号線	油見一丁目 2296 番 3 地先	油見一丁目 861 番 4 地先	油見一丁目 2301 番 1 地先	2128	晴海 14 号線	晴海二丁目 6 番地先	晴海二丁目 11 番地内	晴海二丁目 10 番 46 地先	路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点	1017	油見 17 号線	油見一丁目 2296 番 3 地先	油見一丁目 861 番 4 地先	油見一丁目 2300 番 14 地先	1169	油見 22 号線	油見一丁目 862 番 5 地先	油見一丁目 862 番 6 地先	油見一丁目 2296 番 9 地先	1170	本町 7 号線	本町一丁目 1 番 47 地先	本町一丁目 1 番 49 地先	本町一丁目 1 番 37 地先	1171	本町 8 号線	本町一丁目 767 番 1 地先	本町一丁目 767 番 10 地先	本町一丁目 767 番 8 地先	1172	新町 20 号線	新町三丁目 914 番 10 地先	新町三丁目 908 番 1 地先	新町三丁目 886 番 8 地先	1173	西栄 23 号線	西栄三丁目 598 番 7 地先	西栄三丁目 598 番 8 地先	西栄三丁目 598 番 4 地先	3070	玖波 40 号線	玖波二丁目 1653 番 3 地先	玖波二丁目 1653 番 7 地先	玖波二丁目 1653 番 11 地先	建設部長
路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点																																																							
1017	油見 17 号線	油見一丁目 2296 番 3 地先	油見一丁目 861 番 4 地先	油見一丁目 2301 番 1 地先																																																							
2128	晴海 14 号線	晴海二丁目 6 番地先	晴海二丁目 11 番地内	晴海二丁目 10 番 46 地先																																																							
路線 番号	路線名	起 点	経過地	終 点																																																							
1017	油見 17 号線	油見一丁目 2296 番 3 地先	油見一丁目 861 番 4 地先	油見一丁目 2300 番 14 地先																																																							
1169	油見 22 号線	油見一丁目 862 番 5 地先	油見一丁目 862 番 6 地先	油見一丁目 2296 番 9 地先																																																							
1170	本町 7 号線	本町一丁目 1 番 47 地先	本町一丁目 1 番 49 地先	本町一丁目 1 番 37 地先																																																							
1171	本町 8 号線	本町一丁目 767 番 1 地先	本町一丁目 767 番 10 地先	本町一丁目 767 番 8 地先																																																							
1172	新町 20 号線	新町三丁目 914 番 10 地先	新町三丁目 908 番 1 地先	新町三丁目 886 番 8 地先																																																							
1173	西栄 23 号線	西栄三丁目 598 番 7 地先	西栄三丁目 598 番 8 地先	西栄三丁目 598 番 4 地先																																																							
3070	玖波 40 号線	玖波二丁目 1653 番 3 地先	玖波二丁目 1653 番 7 地先	玖波二丁目 1653 番 11 地先																																																							

	議案番号	件名	内 容	提案説明者										
			3 廃止・認定の理由 <table><tr><th>路線番号</th><th>理由</th></tr><tr><td>1017</td><td>周辺の道路改良に伴い、終点の変更を行うため、既存の路線を廃止し、改めて市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>2128</td><td>晴海臨海公園の施設内道路として使用されているため、市道認定を廃止するもの。</td></tr><tr><td>1169 から 1173 まで</td><td>宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されているため、市道路線として認定するもの。</td></tr><tr><td>3070</td><td>民間事業者の宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されたので、市道路線として認定するもの。</td></tr></table>	路線番号	理由	1017	周辺の道路改良に伴い、終点の変更を行うため、既存の路線を廃止し、改めて市道路線として認定するもの。	2128	晴海臨海公園の施設内道路として使用されているため、市道認定を廃止するもの。	1169 から 1173 まで	宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されているため、市道路線として認定するもの。	3070	民間事業者の宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されたので、市道路線として認定するもの。	
路線番号	理由													
1017	周辺の道路改良に伴い、終点の変更を行うため、既存の路線を廃止し、改めて市道路線として認定するもの。													
2128	晴海臨海公園の施設内道路として使用されているため、市道認定を廃止するもの。													
1169 から 1173 まで	宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されているため、市道路線として認定するもの。													
3070	民間事業者の宅地開発により生じた道路が、公衆用道路として市に帰属されたので、市道路線として認定するもの。													

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																																							
23	議案第 28 号	令和 2 年度大竹市一般会計補正予算 (第 1 5 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 2 7 0, 1 1 4 千円 (詳細は 6 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 2 2, 0 5 6, 3 1 2 千円 2 継続費の補正 ○変更 <table><thead><tr><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="3">補 正 前</th><th colspan="3">補 正 後</th></tr><tr><th>総額</th><th>年度</th><th>年割額</th><th>総額</th><th>年度</th><th>年割額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">市立保育 所等整備 事業</td><td rowspan="3">千円 1, 500, 000</td><td></td><td>千円</td><td rowspan="3">千円 1, 153, 463</td><td></td><td>千円</td></tr><tr><td>R2</td><td>598, 000</td><td>R2</td><td>442, 740</td></tr><tr><td>R3</td><td>902, 000</td><td>R3</td><td>710, 723</td></tr><tr><td rowspan="6">大竹駅周 辺整備事 業</td><td rowspan="6">3, 920, 000</td><td>H30</td><td>0</td><td rowspan="6">3, 920, 000</td><td>H30</td><td>0</td></tr><tr><td>R1</td><td>600, 000</td><td>R1</td><td>600, 000</td></tr><tr><td>R2</td><td>900, 000</td><td>R2</td><td>990, 000</td></tr><tr><td>R3</td><td>1, 050, 000</td><td>R3</td><td>1, 050, 000</td></tr><tr><td>R4</td><td>1, 050, 000</td><td>R4</td><td>960, 000</td></tr><tr><td>R5</td><td>320, 000</td><td>R5</td><td>320, 000</td></tr></tbody></table> 3 繰越明許費の補正 ○追加 <table><thead><tr><th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2 総務費</td><td>1 総務管理費</td><td>旧穂仁原小学校校舎解体等事業</td><td>148, 000 千円</td></tr><tr><td>2 総務費</td><td>3 戸籍住民基本 台帳費</td><td>戸籍システム改修事業</td><td>6, 424 千円</td></tr><tr><td>2 総務費</td><td>3 戸籍住民基本 台帳費</td><td>住民基本台帳システム 改修事業</td><td>836 千円</td></tr></tbody></table>	事業名	補 正 前			補 正 後			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	市立保育 所等整備 事業	千円 1, 500, 000		千円	千円 1, 153, 463		千円	R2	598, 000	R2	442, 740	R3	902, 000	R3	710, 723	大竹駅周 辺整備事 業	3, 920, 000	H30	0	3, 920, 000	H30	0	R1	600, 000	R1	600, 000	R2	900, 000	R2	990, 000	R3	1, 050, 000	R3	1, 050, 000	R4	1, 050, 000	R4	960, 000	R5	320, 000	R5	320, 000	款	項	事業名	金額	2 総務費	1 総務管理費	旧穂仁原小学校校舎解体等事業	148, 000 千円	2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍システム改修事業	6, 424 千円	2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	住民基本台帳システム 改修事業	836 千円	副 市 長
事業名	補 正 前				補 正 後																																																																						
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額																																																																					
市立保育 所等整備 事業	千円 1, 500, 000		千円	千円 1, 153, 463		千円																																																																					
		R2	598, 000		R2	442, 740																																																																					
		R3	902, 000		R3	710, 723																																																																					
大竹駅周 辺整備事 業	3, 920, 000	H30	0	3, 920, 000	H30	0																																																																					
		R1	600, 000		R1	600, 000																																																																					
		R2	900, 000		R2	990, 000																																																																					
		R3	1, 050, 000		R3	1, 050, 000																																																																					
		R4	1, 050, 000		R4	960, 000																																																																					
		R5	320, 000		R5	320, 000																																																																					
款	項	事業名	金額																																																																								
2 総務費	1 総務管理費	旧穂仁原小学校校舎解体等事業	148, 000 千円																																																																								
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍システム改修事業	6, 424 千円																																																																								
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	住民基本台帳システム 改修事業	836 千円																																																																								

	議案番号	件名	内 容				提案説明者
			款	項	事業名	金額	
			4 衛生費	2 清掃費	災害廃棄物処理計画改定事業	6,105 千円	
			7 商工費	1 商工費	雇用調整助成金等受給サポート事業	3,706 千円	
			7 商工費	1 商工費	頑張る飲食事業者応援事業	8,050 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金（道路）	3,650 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	元町木野線道路改良事業	36,500 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	青木踏切改良事業	16,400 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	トンネル調査補修設計事業	5,000 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修調査設計等事業	28,500 千円	
			8 土木費	3 河川費	県営事業負担金（砂防）	6,407 千円	
			8 土木費	3 河川費	一般河川（水路）浚渫事業	117,000 千円	
			8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金（港湾）	10,761 千円	
			9 消防費	1 消防費	防災行政無線子局撤去事業	121 千円	
			10 教育費	1 教育総務費	旧穂仁原小学校動産処分等事業	4,828 千円	
			10 教育費	2 小学校費	小学校施設天井改修事業	46,378 千円	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																										
			4 債務負担行為の補正 ○追加 <table><thead><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>大竹市養護老人ホームゆうあいの里の管理に要する経費</td><td>令和3年度から令和7年度まで</td><td>60,404 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市地域福祉会館の運営及び維持管理に要する経費</td><td>令和3年度から令和7年度まで</td><td>41,070 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市総合福祉センターの運営及び維持管理に要する経費</td><td>令和3年度から令和7年度まで</td><td>153,960 千円以内</td></tr><tr><td>保育所の用務員業務に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>7,887 千円以内</td></tr><tr><td>病児・病後児保育事業に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>11,168 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市松ヶ原こども館の運営に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>8,007 千円以内</td></tr><tr><td>資源・不燃ごみ分別に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>12,451 千円以内</td></tr><tr><td>不燃物処理機械運転及び保守点検に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>2,226 千円以内</td></tr><tr><td>ごみ計量及び受付に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>2,104 千円以内</td></tr><tr><td>資源物分別指導及び分別に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>2,220 千円以内</td></tr><tr><td>ふれあい戸別収集に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>1,488 千円以内</td></tr><tr><td>大竹市弥栄周辺広場の管理に要する経費</td><td>令和3年度から令和7年度まで</td><td>29,040 千円以内</td></tr><tr><td>晴海臨海公園管理に要する経費</td><td>令和3年度</td><td>2,773 千円以内</td></tr></tbody></table>	事項	期間	限度額	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	60,404 千円以内	大竹市地域福祉会館の運営及び維持管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	41,070 千円以内	大竹市総合福祉センターの運営及び維持管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	153,960 千円以内	保育所の用務員業務に要する経費	令和3年度	7,887 千円以内	病児・病後児保育事業に要する経費	令和3年度	11,168 千円以内	大竹市松ヶ原こども館の運営に要する経費	令和3年度	8,007 千円以内	資源・不燃ごみ分別に要する経費	令和3年度	12,451 千円以内	不燃物処理機械運転及び保守点検に要する経費	令和3年度	2,226 千円以内	ごみ計量及び受付に要する経費	令和3年度	2,104 千円以内	資源物分別指導及び分別に要する経費	令和3年度	2,220 千円以内	ふれあい戸別収集に要する経費	令和3年度	1,488 千円以内	大竹市弥栄周辺広場の管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	29,040 千円以内	晴海臨海公園管理に要する経費	令和3年度	2,773 千円以内	
事項	期間	限度額																																												
大竹市養護老人ホームゆうあいの里の管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	60,404 千円以内																																												
大竹市地域福祉会館の運営及び維持管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	41,070 千円以内																																												
大竹市総合福祉センターの運営及び維持管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	153,960 千円以内																																												
保育所の用務員業務に要する経費	令和3年度	7,887 千円以内																																												
病児・病後児保育事業に要する経費	令和3年度	11,168 千円以内																																												
大竹市松ヶ原こども館の運営に要する経費	令和3年度	8,007 千円以内																																												
資源・不燃ごみ分別に要する経費	令和3年度	12,451 千円以内																																												
不燃物処理機械運転及び保守点検に要する経費	令和3年度	2,226 千円以内																																												
ごみ計量及び受付に要する経費	令和3年度	2,104 千円以内																																												
資源物分別指導及び分別に要する経費	令和3年度	2,220 千円以内																																												
ふれあい戸別収集に要する経費	令和3年度	1,488 千円以内																																												
大竹市弥栄周辺広場の管理に要する経費	令和3年度から令和7年度まで	29,040 千円以内																																												
晴海臨海公園管理に要する経費	令和3年度	2,773 千円以内																																												

	議案番号	件名	内 容		提案説明者																					
			<table><thead><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>消防庁舎空調設備改修に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>8,800 千円以内</td></tr><tr><td>小学校の用務員業務に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>4,764 千円以内</td></tr><tr><td>中学校の用務員業務に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>3,590 千円以内</td></tr><tr><td>社会教育施設等管理に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>11,443 千円以内</td></tr><tr><td>大竹会館管理運営に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>11,667 千円以内</td></tr><tr><td>自然の家やさか管理に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>1,969 千円以内</td></tr></tbody></table>			事項	期間	限度額	消防庁舎空調設備改修に要する経費	令和３年度	8,800 千円以内	小学校の用務員業務に要する経費	令和３年度	4,764 千円以内	中学校の用務員業務に要する経費	令和３年度	3,590 千円以内	社会教育施設等管理に要する経費	令和３年度	11,443 千円以内	大竹会館管理運営に要する経費	令和３年度	11,667 千円以内	自然の家やさか管理に要する経費	令和３年度	1,969 千円以内
事項	期間	限度額																								
消防庁舎空調設備改修に要する経費	令和３年度	8,800 千円以内																								
小学校の用務員業務に要する経費	令和３年度	4,764 千円以内																								
中学校の用務員業務に要する経費	令和３年度	3,590 千円以内																								
社会教育施設等管理に要する経費	令和３年度	11,443 千円以内																								
大竹会館管理運営に要する経費	令和３年度	11,667 千円以内																								
自然の家やさか管理に要する経費	令和３年度	1,969 千円以内																								
			○変更																							
			<table><thead><tr><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="2">補正前</th><th colspan="2">補正後</th></tr><tr><th>期間</th><th>限度額</th><th>期間</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>地域公共交通整備に要する経費</td><td>令和３年度</td><td>39,400 千円以内</td><td>令和３年度</td><td>43,250 千円以内</td></tr><tr><td>マロンの里管理運営に要する経費</td><td>令和3年度から令和5年度まで</td><td>30,000 千円以内</td><td>令和３年度</td><td>10,181 千円以内</td></tr></tbody></table>			事業名	補正前		補正後		期間	限度額	期間		地域公共交通整備に要する経費	令和３年度	39,400 千円以内	令和３年度	43,250 千円以内	マロンの里管理運営に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	30,000 千円以内	令和３年度	10,181 千円以内		
事業名	補正前		補正後																							
	期間	限度額	期間																							
地域公共交通整備に要する経費	令和３年度	39,400 千円以内	令和３年度	43,250 千円以内																						
マロンの里管理運営に要する経費	令和3年度から令和5年度まで	30,000 千円以内	令和３年度	10,181 千円以内																						

	議案番号	件名	内容	提案説明者																																
			5 地方債の補正 ○追加 <table><tr><th>起債の目的</th><th>限度額</th></tr><tr><td>学校教育施設整備事業</td><td>30,900 千円</td></tr><tr><td>減収補填債</td><td>29,380 千円</td></tr></table> ○変更 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>児童福祉施設整備事業</td><td>357,500 千円</td><td>254,600 千円</td></tr><tr><td>林地崩壊対策事業</td><td>105,500 千円</td><td>100,200 千円</td></tr><tr><td>道路橋りょう整備事業</td><td>105,700 千円</td><td>126,700 千円</td></tr><tr><td>港湾整備事業</td><td>18,000 千円</td><td>9,900 千円</td></tr><tr><td>都市計画事業</td><td>249,700 千円</td><td>302,300 千円</td></tr><tr><td>住宅管理事業</td><td>80,100 千円</td><td>28,500 千円</td></tr><tr><td>臨時財政対策債</td><td>527,700 千円</td><td>516,971 千円</td></tr></table>	起債の目的	限度額	学校教育施設整備事業	30,900 千円	減収補填債	29,380 千円	起債の目的	限度額		補正前	補正後	児童福祉施設整備事業	357,500 千円	254,600 千円	林地崩壊対策事業	105,500 千円	100,200 千円	道路橋りょう整備事業	105,700 千円	126,700 千円	港湾整備事業	18,000 千円	9,900 千円	都市計画事業	249,700 千円	302,300 千円	住宅管理事業	80,100 千円	28,500 千円	臨時財政対策債	527,700 千円	516,971 千円	
起債の目的	限度額																																			
学校教育施設整備事業	30,900 千円																																			
減収補填債	29,380 千円																																			
起債の目的	限度額																																			
	補正前	補正後																																		
児童福祉施設整備事業	357,500 千円	254,600 千円																																		
林地崩壊対策事業	105,500 千円	100,200 千円																																		
道路橋りょう整備事業	105,700 千円	126,700 千円																																		
港湾整備事業	18,000 千円	9,900 千円																																		
都市計画事業	249,700 千円	302,300 千円																																		
住宅管理事業	80,100 千円	28,500 千円																																		
臨時財政対策債	527,700 千円	516,971 千円																																		

6 補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	ふるさと納税促進事業	△ 75,000	18 寄附金	ふるさと納税寄附金	△ 105,000	
				ふるさと納税寄附金（特定事業分）	30,000	
	普通財産等の管理・処分事業	148,000				
	基金管理事業	214,791				
	国庫補助金等返還事務	15,321				
	地域公共交通整備事業	7,569	19 繰入金	公共交通活性化基金繰入金	7,569	
3 民生費	民生委員・児童委員活動支援事業	316	16 県支出金	民生委員・児童委員活動費緊急県補助金	316	
	障害者等自立支援給付事業	23,889	15 国庫支出金	自立支援給付費国庫負担金	11,945	
			16 県支出金	自立支援給付費県負担金	5,972	
	障害児通所給付事業	3,539	15 国庫支出金	障害児給付費国庫負担金	1,769	
			16 県支出金	障害児給付費県負担金	884	
	支援対象児童等見守り強化事業	1,287	15 国庫支出金	児童福祉事業対策費等国庫補助金	1,287	
	こども医療費助成事業	124,214	15 国庫支出金	再編交付金	124,214	
	市立保育所等整備事業	△ 275,119	15 国庫支出金	防衛施設周辺防音事業国庫補助金	40	
				次世代育成支援対策施設整備交付金	△ 2,613	
				再編交付金	△ 120,000	
			19 繰入金	にこにこ子ども基金繰入金	△ 47,663	
			22 市債	市立保育所等整備事業債	△ 102,900	
	施設型給付事業	13,915	15 国庫支出金	施設型給付等国庫負担金	6,957	

			16 県支出金	施設型給付等県負担金	3,478	
4 衛生費	がん検診及び健康診査等事業	△ 4,361				
6 農林水産業費	ひろしま地産地消促進事業	3,000	21 諸収入	山村活性化対策事業貸付金元金収入	3,000	
	林地崩壊対策事業	△ 5,000	22 市債	林地崩壊対策事業債	△ 5,300	
7 商工費	商工振興対策事業	△ 15,000	16 県支出金	雇用調整助成金等活用促進事業県補助金	4,006	
	中小企業経営安定支援事業	△ 12,084				
8 土木費	土地開発公社経営健全化対策事業	57,541				
	橋りょう長寿命化事業	28,500	15 国庫支出金	社会資本整備総合交付金	13,200	
			21 諸収入	大和橋, 中市歩道橋維持管理負担金	350	
			22 市債	市道改良事業債	12,000	
	道路・橋りょう維持事業	5,000	15 国庫支出金	社会資本整備総合交付金	2,750	
			22 市債	市道改良事業債	2,500	
	道路・橋りょう新設, 改良事業	6,500	22 市債	市道改良事業債	6,500	
	浸水対策事業	△ 4,500	15 国庫支出金	再編交付金	△ 4,214	
	港湾施設の修築・改良事業	△ 18,000	22 市債	港湾改修事業債	△ 8,100	
	大竹駅周辺整備事業	90,000	15 国庫支出金	社会資本整備総合交付金	46,637	
			19 繰入金	地方創生事業基金繰入金	△ 1,000	
			22 市債	大竹駅周辺整備事業債	52,600	
	市営住宅御園団地整備事業	△ 16,000	19 繰入金	市営住宅基金繰入金	△ 16,000	
	市営住宅長寿命化事業	△ 86,000	15 国庫支出金	地域居住機能再生推進事業国庫補助金	△ 38,700	
			22 市債	市営住宅改修事業債	△ 51,600	
9 消防費	防災情報等啓発促進事業	121				

10 教育費	閉校施設管理事務	4,821				
10 教育費	幼児教育推進事業	△ 7,507	15 国庫支出金	施設等利用給付国庫負担金	△ 3,754	
			16 県支出金	施設等利用給付県負担金	△ 1,877	
	小学校管理運営事業	46,378	15 国庫支出金	学校施設環境改善交付金	16,669	
			22 市債	小学校施設天井改修事業債	30,900	
	小学校教育振興事業	△ 6,017				
			5 株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金	6,721	対応する歳入のない歳出に充当
			7 地方消費税交付金	地方消費税交付金	△ 29,173	
			11 地方交付税	普通交付税	165,920	
			15 国庫支出金	河川等災害復旧事業費国庫補助金	3,398	
			17 財産収入	土地売却収入	5,200	
			19 繰入金	財政調整基金繰入金	△ 95,060	
			21 諸収入	旧穂仁原小学校等関係補償費	362,540	
			22 市債	臨時財政対策債	△ 10,729	
				減収補填債	29,380	
			15 国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	—	財源 充当 補正
			17 財産収入	土地売却収入	△ 10,905	
			21 諸収入	御園第1公園移転補償費	△ 34,000	
合 計		270,114	合 計		270,114	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
24	議案第 29 号	令和 2 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 30,265 千円 ○予算総額 3,269,719 千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・保険給付費等交付金 23,000 千円 ・財政調整基金繰入金 5,168 千円 ・前年度繰越金 2,097 千円 （歳出） ・一般療養給付事務 23,000 千円 ・療養給付費等負担金等返還事務 7,265 千円	副市長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
25	議案第 30 号	令和 2 年度大竹市工業用水道事業会計 補正予算（第 2 号） (上下水道局)	1 補てん財源の補正 (1) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を、「300,318 千円」から「377,689 千円」に改める。 (2) 当年度分損益勘定留保資金を「147,953 千円」から「225,324 千円」に改める。 2 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 77,371 千円 ○予算総額 570,390 千円 【内訳】資本的支出 企業債償還金 77,371 千円	上下水道 局 長
26	議案第 31 号	令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計 補正予算（第 3 号） (上下水道局)	1 業務の予定量の補正 国庫交付金事業を「422,000 千円」から「454,500 千円」に改める。 2 補てん財源の補正 (1) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を「165,024 千円」から「181,274 千円」に改める。 (2) 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を「17,587 千円」から「20,541 千円」に改める。 (3) 過年度分損益勘定留保資金を「147,437 千円」から「147,770 千円」に改める (4) 「当年度分損益勘定留保資金12,963 千円」を加える。 3 資本的収入の予定額の補正 ○補正予定額 16,250 千円 ○予算総額 594,619 千円 【内訳】資本的収入 補助金 16,250 千円 4 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 32,500 千円 ○予算総額 775,893 千円 【内訳】資本的支出 建設改良費 32,500 千円	上下水道 局 長